

1. 会長挨拶

会長 多和田孝雄



歯学科第42期生、口腔生命福祉学科第5期生の皆さんご卒業おめでとうございます。皆さんは6年、4年の新潟大学五十嵐キャンパス、旭町キャンパスにおける長く厳しい勉学生活を終えていよいよ一人立ちすることになります。それぞれが大きな夢を持って明日から社会人としての第一歩を踏み出すこととなりますが、これまで同窓会に興味を持った方はほとんどいなかったと思います。しかし今後は皆さんと母校、皆さん同士、さらには先輩と皆さんを結びつける最も強力な絆は同窓会ということになります。新潟大学歯学部同窓会は皆さんがイメージする一般的な同窓会を遥かに超えた内容の充実した会員重視の同窓会です。豊富な同窓会事業の恩恵を受けるためにも、卒業後に同窓会との連絡が絶えるようなことのないようにして下さい。

昨年3月11日には東日本大震災及びそれに続く福島第一原子力発電所の被災による大きな事故が発生しました。被災された方々のご苦労はまだまだ続くと言われております。誠に気の毒なことです。我々の会員にも甚大な被害を受けた方がおられます。彼らの為に同窓会で全国の会員に義援金をお願いしたところ、480万円の浄財が寄せられ、罹災証明書の発行を受けた20数名の会員に分配させていただきました。

歯学科卒業の皆さんには歯科医師臨床研修の1年が待っています。この時期の会員へのアドバイスの為に同窓会では毎年研修医支援塾を開催しています。この支援塾は他大学出身の臨床研修医にも開放しており、臨床研修医終了直後の先輩達から経験談を聞くという企画です。質疑応答の中で研修医の最大の関心事が就職問題であることも明確になりました。数年前から同窓会は既卒者も含めた求人・求職事業に積極的に取り組んでおります。新潟大学の呼びかけで始まった国立10大学歯学部同窓会の求人・求職支援事業の連携に23年には九州歯科大学も参加して次第に情報量が増えてきました。充実すれば新潟大学単独の時に比べて約10倍の情報流通量となります。皆さんの就職活動に是非ご利用下さい。

口腔生命福祉学科の卒業生は大学院への進学、もしくは就職を選択することになりますが、学科の教職員のサポートもあり全員心配は必要ないと聞いております。皆さんに同窓会という言葉は未だ馴染みが薄いと思います。しかし既に卒業した皆さんの先輩方は同窓会の全国の支部に暖かく迎えられ親しくお付き合いをしております。また、同窓会の役員としてご活躍されている方も少なくありません。ただ、就職先が多彩なことから同級生同士の連絡が希薄になりやすいとも聞いております。卒業後は是非同窓会組織を活用してクラスの連絡や親睦を図って下さい。

同窓会会員は既に2,300名を超えており、全国で歯科医療を担っております。これから社会の荒海に乗り出す皆さんにはいろいろな局面が待ち受けてと思いますが、これら2,300名同胞のことを頭の片隅に入れて乗り切ってください。皆さんの人生の成功を祈ります。

(平成24年2月吉日)

2. 同窓会の機構

【三役】	【理事】	
会長・副会長・専務理事	学術部	卒後研修セミナー・学術講演会の主催。定期セミナーの後援など。会員の学術・技術向上に関する事。
	総務部	理事会・評議会の議長。議事録の記載。
	渉外理事部	歯学部との連絡・交流（定期協議会）、歯学部学生との連絡・交流・援助、他大学との親睦と情報交換、学生の表彰に係わる事業。
	広報名簿部	同窓会誌の編集・出版。歯学部ニュースへの投稿。会員名簿の発行。会員異動の掌握。
	福利厚生部	見舞い事業を含む慶弔に係わる事業、緊急時代診医相談窓口の運営、求人・求職支援及び歯科医院承継支援に係わる事業、歯学部ニュースの発送、同窓会のしおりの発刊。
	会計部	会費の徴収・管理。決算・予算の作成。
	女性会員支援部	女性会員サポートおよび女性会員同士の協力体制作り。
	準会員・臨床研修医支援部	平成22年度より発足。研修医の求職活動支援と支援塾開催。今後は、口腔生命福祉科と学生さんへのニーズに合わせた支援を行う予定。
	監事	事業の遂行について助言する。会計決算の監査。

- ・クラス代議員：歯学科および口腔生命福祉学科の各期より1名
- ・支部代議員：各支部より代表1名（支部長と異なる場合もある）

*支部長は所属支部部員より選出され、その支部を統括する。支部代議員は同窓会会則に規定された支部の代表者で、同窓会運営に参加し、同窓会本部の俯瞰的で均衡のある運営の要である。

- ・都道府県代表幹事：支部のない地区での代表1名（本部より依頼）
- ・学術委員：学術事業の計画、実施を行う役

【評議会】三役、理事、クラス代議員、支部代議員により構成 【理事会】三役、理事により構成

※同窓会は全国各地に支部を置き、現在も支部設立に向けて動いている地区も多々あります。皆さんが勤務又は開業される時（研修医として赴いた時も、研修機関の所在地に県支部がある場合）は、同窓会室には勿論、支部長にもその旨届けてください。各歯科医師会の入会手続きを始め、先輩として親身になって相談に応じてくれるはずです。

3. 同窓会役員名簿 (平成24年2月15日現在)

【三役】

役職	氏名	期生	連絡先住所		
			Tel.	Fax.	E-mail
会長	多和田孝雄	6	新潟市西区五十嵐中島5-1-12 多和田歯科医院		
			025-261-0211	025-261-0103	tawata@violin.ocn.ne.jp
副会長	永木 修二	3	茨城県水戸市城南1-1-17 永木歯科医院		
			029-226-2360	029-226-2360	mitonaga@msb.biglobe.ne.jp
	野村 修一	3	新大医歯 包括歯科補綴学分野		
			025-227-2889	025-229-3454	nomura@dent.niigata-u.ac.jp
	佐藤 定雄	3	新潟市東区粟山4-1-21 佐藤歯科医院		
			025-276-5455	025-276-5930	sadao310@fine.ocn.ne.jp
(学術部兼任)	福島 正義	8	新大歯 口腔生命福祉学科		
			025-227-0697	025-227-0697	masa@dent.niigata-u.ac.jp
(渉外部兼任)	鈴木 一郎	11	新大医歯病院地域保健医療推進部		
			025-227-0986	020-4668-9531	suzuki@dent.niigata-u.ac.jp
(総務部兼任)	鈴木 政弘	16	新潟市西区ときめき西1-1-19 すずきデンタルクリニック		
			025-377-1155	025-377-1155	suzuki-d@ginzado.ne.jp
専務理事	佐々木裕道	19	新潟市東区紫竹7-12-10 佐々木歯科医院		
			025-275-5103	025-275-5103	fwij2339_hs@agate.plala.or.jp

【理事】

役職	氏名	期生	連絡先住所		
			Tel.	Fax.	E-mail
学術部	福島 正義 (副会長兼任)	8	新大歯 口腔生命福祉学科		
			025-227-0697	025-227-0697	masa@dent.niigata-u.ac.jp
	奥田 一博	12	新大医歯 歯周診断・再建学分野		
			025-227-2871	025-227-0808	okuda@dent.niigata-u.ac.jp
	八巻 正樹	16	新大医歯 歯科矯正学分野		
			025-227-2905	025-223-5230	orthoboy@dent.niigata-u.ac.jp
	櫻井 直樹	17	新大医歯 包括歯科補綴学分野		
			025-227-2891	025-229-3454	sakurai@dent.niigata-u.ac.jp
	手嶋 謡子	口4	新大医歯学総合病院		
					n11e652e@mail.cc.niigata-u.ac.jp
総務部	鈴木 政弘 (副会長兼任)	16	新潟市西区ときめき西1-1-19 すずきデンタルクリニック		
			025-377-1155	025-377-1155	suzuki-d@ginzado.ne.jp
	中山 均	15	新潟市西区真砂1-21-46		
			025-230-6442	025-230-6371	nakayama14@gmail.com

	大島 勇人	17	新大医歯 硬組織形態学分野		
			025-227-2812	025-227-0804	histoman@dent.niigata-u.ac.jp
	小田 陽平	25	新大医歯 組織再建口腔外科学分野		
			025-227-2880	025-223-6516	y-oda@dent.niigata-u.ac.jp
渉外部	鈴木 一郎 (副会長兼任)	11	新大医歯病院地域保健医療推進部		
			025-227-0986	020-4668-9531	suzuki@dent.niigata-u.ac.jp
	多部田康一	27	新大医歯 超域研究機構		
			025-227-2871	025-227-0808	koichi@dent.niigata-u.ac.jp
	池田 順一	30	新大医歯 顎顔面口腔外科学分野		
			025-227-2887	025-227-5792	ikechan@dent.niigata-u.ac.jp
広報名簿部	野内 昭宏	20	新潟市南区戸頭1399-5 野内歯科医院		
			025-373-0077	025-373-0077	nouchi@mxh.mesh.ne.jp
	泉 健次	18	新大医歯 口腔解剖学分野		
			025-227-2816	025-223-6499	izumik@dent.niigata-u.ac.jp
	山村 健介	20	新大医歯 口腔生理学分野		
			025-227-2824		yamamura@dent.niigata-u.ac.jp
	金子 昇	27	新大医歯 予防歯科学分野		
			025-227-2858	025-227-0807	nkaneko@dent.niigata-u.ac.jp
	坂入久美子	38	新大医歯 予防歯科学分野		
			025-227-2861	025-227-0807	sakairi@dent.niigata-u.ac.jp
	坂上 直子	38	新大医歯 組織再建口腔外科学分野		
			025-227-2880	025-223-6516	sakagami@dent.niigata-u.ac.jp
	大岩 典代	口1	新大医歯 診療支援部 歯科衛生部門		
			090-4950-0487		fumi-t@dent.niigata-u.ac.jp
	三木ゆかり	口1	新大医歯 口腔生命福祉学専攻		
					yu-miki@niigata-nippo.co.jp
福利厚生部	谷地田 弘	20	三条市上保内乙216-2 やちだ歯科医院		
			0256-38-6480	0256-38-6770	yachida@js6.so-net.ne.jp
	鮎川 幸雄	14	新潟市東区山木戸4-7-7 あゆかわ歯科医院		
			025-250-8110	025-250-8111	ayukawa@chive.ocn.ne.jp
	土屋 真規	15	新潟市西区真砂2-13-20 土屋歯科医院		
			025-267-7788	025-267-7788	FZB07476@nifty.ne.jp
	小林 英樹	22	新発田市小舟町2-1-21 歯科小林クリニック		
			0254-24-0808	0254-24-0808	shikakobaken@r8.dion.ne.jp
	内藤 義隆	23	新潟市東区物見山2-35-19 ないとう歯科医院		
			025-270-2218	025-270-2216	info@naito-dental.com
会計部	田井 秀明	19	新潟市中央区美咲町1-31-15 田井デンタルクリニック		
			025-280-1700	025-280-1710	tai-dc1@piano.ocn.ne.jp

	重谷 佳見	29	新大医歯 う蝕学分野		
			025-227-2865		yoshimi@dent.niigata-u.ac.jp
	昆 はるか	29	新大医歯 包括歯科補綴学分野		
			025-227-2891	025-229-3454	haruka@dent.niigata-u.ac.jp
	三上 絵美	35	新大医歯 包括歯科補綴学分野		
			025-231-4336		emiyama@dent.niigata-u.ac.jp
	塚田しげみ	口3	新大医歯 摂食嚥下リハビリ室		
			025-223-6161		n10e653j@mail.cc.niigata-u.ac.jp
	永井 里美	口3	新潟市東区古川町4-12 新潟市東区役所保護課保護第2係		
			025-250-2420	025-273-0177	s02.nagai@city.niigata.lg.jp
女性会員支援部	岡田 朋子	21	新潟市東区北葉町13-4 岡田歯科医院		
			025-273-0240	025-273-0250	tomokon@d6.dion.ne.jp
	田中みか子	20	新大医歯 包括歯科補綴学分野		
			025-227-2891	025-229-3454	mikako@dent.niigata-u.ac.jp
	丸山 薫	29	新潟市秋葉区程島1876-12 まるやま歯科医院		
			0250-24-0424	0250-24-0424	maru01922@yahoo.co.jp
	石澤 尚子	口1	新大歯 口腔生命福祉学科		
					nishizawa@dent.niigata-u.ac.jp
	市川 加奈	口1	新潟市口腔保健福祉センター		
					one@wine.plala.or.jp
	石山友香里	口2	新潟市中央区川岸町1丁目7-1 新潟市児童相談所		
			025-230-7777		isiyama@cocoa.plala.or.jp
	安齋さや香	口2	新大医歯 歯科矯正学分野		
					the-most-playful-guys@yahoo.co.jp
準会員・臨床 研修医支援部	有松美紀子	14	胎内市大川13-64 医療法人社団 有松歯科医院		
			0254-43-5385	0254-43-5341	grace-dent@circus.ocn.ne.jp
	松山 順子	19	新大医歯 小児歯科学分野		
			025-227-2912	025-227-2910	junko@dent.niigata-u.ac.jp
	小松 康隆	31	新大医歯 歯周診断・再建学分野		
			025-227-2871		komatsu@dent.niigata-u.ac.jp
	飯塚 毅	39	歯友会 赤羽歯科		
					samurai.zuka@gmail.com
	濱松亜由美	42			
監 事	本間 信策	3	新潟市北区朝日町2-1-2 本間歯科医院		
			025-386-1414	025-386-1420	shonma@zb.wakwak.com
	高木 律男	10	新大医歯 顎顔面口腔外科学分野		
			025-227-2883	025-223-5792	takagi@dent.niigata-u.ac.jp

【クラス代議員】

氏名	期生	連絡先住所		
		Tel.	Fax.	E-mail
池田 孝雄	1	横浜市鶴見区鶴見2-1-3 鶴見大学歯学部小児歯科学教室		
		045-581-1001	045-573-9599	ikedata@tsurumi-u.ac.jp
田辺 秀也	2	新潟市西区坂井東6-12-33 田辺歯科医院		
		025-260-3221	025-269-4121	s.tanabe@fancy.ocn.ne.jp
佐藤 定雄	3	新潟市東区粟山4-1-21 佐藤歯科医院		
		025-276-5455	025-276-5930	sadao310@fine.ocn.ne.jp
大山登喜男	4	長岡市千秋2丁目297-1 長岡赤十字病院 歯科口腔外科		
		0258-28-3600	0258-28-9000	
金津 涼子	5	新潟市中央区笹口3-17 ライフコア笹口2B かなづ涼子歯科医院		
		025-241-8814	025-241-8814	ryo-ka@mopera.net
新垣 晋	6	新大医歯 組織再建口腔外科学分野		
		025-227-2877		shingaki@dent.niigata-u.ac.jp
吉江 弘正	7	新大医歯 歯周診断・再建学分野		
		025-227-2869	025-227-0808	yoshie@dent.niigata-u.ac.jp
森田 修一	8	新大医歯 歯科矯正学分野		
		025-227-2903	025-223-5230	morita@dent.niigata-u.ac.jp
川井 洋一	9	東京都目黒区駒場1-23-9 カワイ歯科医院		
		03-3485-5358	03-3485-5380	yo-kawai@fd.catv.ne.jp
清水 光雄	10	新潟市西蒲区西長島869-3 清水歯科医院		
		0256-82-5131		
鈴木 宏	11	十日町市錦町1-48-1 鈴木歯科医院		
		025-757-2263	025-757-8034	hirotm@violin.ocn.ne.jp
高頭 誠	12	新潟市中央区笹口2-10-1 ウィン21ビル2F たかとう矯正歯科医院		
		025-246-5730	025-246-6950	JCA00657@nifty.ne.jp
小林 秀人	13	阿賀野市榎船渡111 こばやし歯科医院		
		0250-63-2626	0250-63-2626	
吉羽 邦彦	14	新大医歯 う蝕学分野		
		025-227-2865	025-227-2864	yoshiba@dent.niigata-u.ac.jp
小池 悟	15	長野県長野市上松2-13-5		
		026-233-1581		pappy@jupiter.ocn.ne.jp
小野 和宏	16	新大歯 口腔生命福祉学科		
		025-227-2885	025-227-2885	k-ono@dent.niigata-u.ac.jp
佐久間久美子	17	新潟市西区鳥原2640-1 佐久間歯科医院		
		025-378-7788		sakumin8@opal.plala.or.jp
刑部 信之	18	燕市吉田西太田778-5 ぎょうぶ歯科医院		
		0256-93-5648	0256-93-5648	

今井 信行	19	新潟市北区木崎字尾山前761番地 新潟リハビリテーション病院歯科		
		025-388-2111		nirehp.imai@aiko.or.jp
朝日藤寿一	20	新大医歯 歯科矯正学分野		
		025-227-2904	025-222-1620	asa@dent.niigata-u.ac.jp
山崎 晴久	21	新潟市秋葉区新津東町3-4-3 やまざき歯科医院		
		0250-25-3718	0250-25-3748	yamaharu.dent@nifty.com
依田 浩子	22	新大医歯 硬組織形態学分野		
		025-227-2871		hyone@dent.niigata-u.ac.jp
岡崎 康宏	23	新潟市中央区西堀前通4番町735-1 岡崎歯科医院		
		025-229-0013	025-229-0013	yasuhiro.okazaki@nifty.com
西山 真悟	24	埼玉県さいたま市緑区馬場1-6-1 小牧ビル202 にしやま歯科医院		
		048-876-0418	048-876-0418	shingon@snow.odn.ne.jp
松井 宏	25	上越市東雲町1丁目7-12 新潟労災病院		
		025-543-3123	025-544-5210	matuuh@niirou.jp
佐野 富子	26	新大医歯 小児歯科学分野		
		025-227-2911	025-227-2910	tomiko@dent.niigata-u.ac.jp
高木 正道	27	群馬県桐生市広沢町3-4245-2 サンヒルズC-8		
		0277-53-1557		raktaparocyon@yahoo.co.jp
小田江美玲	28	柏崎市半田2-8-6-201		
		0257-32-0530	0257-32-0530	eieiemi3@yahoo.co.jp
加藤 幸生	29	新潟市北区須戸2-6-40 かとう歯科医院		
		025-384-6855	025-384-6854	ckd18860@rio.odn.ne.jp
小田 太郎	30	柏崎市半田2-8-6-201		
		0257-32-0530	0257-32-0530	
高井 貞浩	31	群馬県高崎市旭町46-2-202		
中西 義崇	32	長野県松本市旭3-1-1 信州大学医学部 口腔外科		
小島 拓	33	新大医歯 組織再建口腔外科学分野		
		025-227-2881		t-kojima@dent.niigata-u.ac.jp
川崎 勝盛	34	新大医歯 小児歯科学分野		
		025-227-2911	025-227-2910	ka2shige@dent.niigata-u.ac.jp
小原 彰浩	35	新大医歯 歯科矯正学分野		
				kohara@dent.niigata-u.ac.jp
北條 将貴	36	東京都西東京市4-1-22 保谷グリーンマンション306号		
		03-5387-1665		houjmfp@tmd.ac.jp
横山 智子	37	新大医歯 歯周診断・再建学分野		
				yokoyama@dent.niigata-u.ac.jp

山本 眞也	38	新潟市西区ときめき西1-1-19 すずきデンタルクリニック		
		025-377-1155	025-377-1155	
米澤 大輔	口1	新大医歯 口腔生命福祉学専攻		
				yonezawa01@dent.niigata-u.ac.jp
大墨 竜也	39	新大医歯 う蝕学分野		
				osumi@dent.niigata-u.ac.jp
福田 美陽	口2	小田原市田島117-2 フローラルガーデン106		
				miharun3838@yahoo.co.jp
武井絵梨花	40	新大医歯 う蝕学分野		
				takei@dent.niigata-u.ac.jp
岩本 彩	口3	フェイス歯科医院		
				ayanokintarou@docomo.ne.jp
阿部 達也	41	東京大学医学部付属病院口腔外科		
鈴木 智子	口4	新潟中央病院歯科口腔外科		
中島 努	42	富山県中新川郡上市町放士ヶ瀬新76-61		
高橋 美香	口5	新潟県新発田市小舟町3-15-10		

【支部長・支部代議員】

支部名	役職	氏名	期生	連絡先住所		
				Tel.	Fax.	E-mail
北海道	支部長 支部代議員	目黒 宏光	9	北海道苫小牧市明德町2-1-2 ハマナス歯科医院		
				0144-67-5535	0144-67-5535	sna20525@nifty.com
福島	支部長 支部代議員	斎藤 慎一	8	福島県伊達郡桑折町谷地字石塚2-5 斎藤歯科医院		
				024-582-6221	024-582-5605	koori@palette.plala.or.jp
栃木	支部長 支部代議員	細見 明夫	10	栃木県足利市山川町887-8 細見歯科クリニック		
				0284-44-1019	0284-44-1059	hosomidc@apricot.ocn.ne.jp
群馬	支部長 支部代議員	土屋 博	6	群馬県高崎市棟高町700-1 土屋歯科医院		
				027-372-1898	027-372-1750	miyazaki@mail.wind.co.jp
茨城	支部長 支部代議員	飯島 直	8	茨城県筑西市倉持113-3 飯島歯科医院		
				0296-52-2233	0296-52-5011	tad-ijj@ga2.so-net.ne.jp
埼玉	支部長 支部代議員	杉井 克章	4	埼玉県川口市西青木3-8-32 杉井歯科医院		
				048-255-1164	048-255-1164	ks65341@aroma.ocn.ne.jp

千葉	支部長 支部代議員	金子 充人	8	千葉県千葉市若葉区西都賀1-15-4 ヤマヨビル2F 金子歯科医院		
				043-287-5928	043-287-5841	mkaneko@crocus.ocn.ne.jp
富山 六華会	支部長 支部代議員	山本 武夫	7	富山県南砺市山見1134-1 山本武夫歯科医院		
				0763-82-5323	0763-82-6695	yymt@f-take.com
石川	支部長 支部代議員	宮下 修	16	石川県七尾市石崎町香島2-78 みやした歯科医院		
				0767-62-1719	0767-62-1729	myst-o@topaz.ocn.ne.jp
福井	支部長 支部代議員	生田 伸之	18	福井県福井市木田町2510 いくた歯科医院		
				0776-34-8020	0776-34-8020	nobu8020@mx3.fctv.ne.jp
長野	支部長 支部代議員	横林 敏夫	2	長野県長野市若里1512-1 長野赤十字病院 口腔外科		
				026-226-4131	026-224-0378	h_mitsui@po14.ueda.ne.jp
近畿	支部長 支部代議員	井上 純一	12	大阪府摂津市正雀本町2-21-40 井上歯科		
				06-6382-6611	06-6382-6602	inoue-shika@nyc.odn.ne.jp
沖縄	支部長 支部代議員	宮里 修	1	沖縄県那覇市長田1-12-3 寄宮歯科医院		
				098-854-8766	098-854-8766	sdc@shinzato-dental.com
新潟	支部長 支部代議員	本間 正美	10	新潟市西蒲区和納1597-10 (医)社団昭正会 本間歯科医院		
				0256-82-4615	0256-82-2657	ran-nar3@cameo.plala.or.jp
山形	支部長 支部代議員	伊藤 敦信	9	山形県南陽市宮内1188-6 伊藤歯科医院		
				0238-45-2030	0238-47-4589	hotshark@ms5.omn.ne.jp
神奈川	支部長 支部代議員	渡瀬 孝彦	3	神奈川県横浜市泉区和泉町1396 渡瀬歯科医院		
				045-803-5335	045-803-5335	t.watase@gmail.com
北東北	支部長 支部代議員	佐藤 金彦	3	秋田県秋田市手形休下町9-40 佐藤歯科クリニック		
				018-835-0048		take000@sage.ocn.ne.jp
東京	支部長 支部代議員	小林 正司	40	東京都杉並区天沼3-3-2-302 小林歯科医院		
				03-3398-7117	03-3398-7117	munakata@cocoa.ocn.ne.jp

【都道府県代表幹事】

県名	氏名	期生	連絡先住所		
			Tel.	Fax.	E-mail
青森	小松 賢一	9	青森県弘前市在府町5 弘前大学医学部歯科口腔外科学教室		
			0172-33-5111	0172-37-7419	kenkomjp@yahoo.co.jp
岩手	吉田 元彦	1	岩手県盛岡市西下台町18-27 吉田歯科クリニック		
			019-622-0652	019-622-0663	yoshida-dc8020@echna.ne.jp
秋田	佐藤 金彦	3	秋田県秋田市手形休下町9-40 佐藤歯科クリニック		
			018-835-0048		take000@sage.ocn.ne.jp
滋賀	木下 学	4	滋賀県大津市松原町15-19 木下歯科医院		
			077-537-2005	077-537-2005	
京都	上田 和人	7	京都府城陽市寺田大谷115-4 上田歯科医院		
			0774-54-2350		

兵庫	大畑 登代	8	兵庫県神戸市長田区長楽町4-3-13 大畑歯科診療所		
			078-731-6017	078-731-6017	tobisann@r4.dion.ne.jp
和歌山	野上 成樹	6	和歌山県和歌山市西庄311-12 医) 野上歯科医院		
			073-452-0118	073-454-1684	nogami@nnc.or.jp
大阪	井上 純一	12	大阪府摂津市正雀本町2-21-40 井上歯科		
			06-6382-6611	06-6382-6602	inoue-shika@nyc.odn.ne.jp
宮城	新野 三男	20	宮城県亘理郡山元町坂元字道合92-1 にいの歯科		
			0223-38-1887	0223-38-1887	reiriku@seagreen.ocn.ne.jp
山梨	茂手木義男	8	山梨県笛吹市市部251 茂手木歯科医院		
			055-262-0088	055-262-1684	mo-te-gi@orchid.plala.or.jp
岐阜	古田 孝彦	8	岐阜県美濃市曾代城下15-1 梅山歯科医院		
			0575-35-2112		fwif9494@mb.infoweb.ne.jp
静岡	山崎 修	3	静岡県浜松市鍛冶町1-39 ピンストライプビル5F 山崎矯正歯科		
			053-453-5758	053-453-5758	ja2pzy2002@ybb.ne.jp
愛知	佐々木 昇	6	愛知県豊橋市往完町西71 往完町歯科		
			0532-31-3000	0532-31-3000	nk.sasaki@re.commufa.jp
三重	近藤 豊一	3	三重県桑名市桜通18 こんどう歯科		
			0594-23-1515	0594-23-5799	kondo-shika@smile.ocn.ne.jp
島根	河原 民宜	6	島根県松江市堂形町742 河原歯科医院		
			0852-26-5353		
岡山	塩津比佐夫	6	岡山県岡山市奥田1-1-1 医) 塩津歯科医院		
			086-223-7600	086-223-7600	hisao-shiotsu@msd.biglobe.ne.jp
香川	森 正美	6	香川県観音寺市昭和町3-1-8 森歯科医院		
			0875-25-2077	0875-25-2022	mori@nji.or.jp
愛媛	矢野 正敏	17	愛媛県松山市山越1-3-9 城北やの歯科クリニック		
			089-917-7878	089-917-7575	jyanodc@shirt.ocn.ne.jp
高知	吉川 善彦	7	高知県高知市百石町4-18-12 よしかわ歯科医院		
			088-831-7550	088-831-7550	bocchi-yoshikawa@shirt.ocn.ne.jp
福岡	波多野達朗	18	福岡県福岡市博多区比恵町5-2 福岡野原ビル1F はたの歯科医院		
			092-481-2418	092-481-2418	
長崎	川崎 浩二	13	長崎県長崎市坂本1-7-1 長崎大病院 地域医療連携センター		
			095-819-7912	095-819-7305	koji@nagasaki-u.ac.jp

【学術委員】

役職	氏名	期生	連絡先住所		
			Tel.	Fax.	E-mail
委員長	渡邊 直子	23	新大医歯 歯科矯正学分野		
			025-227-2905	025-223-5230	ohashin@dent.niigata-u.ac.jp
	鶴巻 浩	16	新潟市中央区新光町1-18 新潟中央病院歯科口腔外科		
			025-285-8811	025-285-4419	tsurumaki@nice-hp.or.jp
	庭野 和明	19	新大医歯 う蝕学分野		
			025-227-2865	025-227-2865	niwano@dent.niigata-u.ac.jp
	村田 雅史	22	新潟市中央区本町通8-1353 村田歯科医院		
			025-222-3515	025-229-5660	murata@dent.niigata-u.ac.jp
	泉 直也	24	新大医歯 組織再建口腔外科学分野		
			025-227-2880	025-223-6516	izuman@dent.niigata-u.ac.jp
	田中 礼	28	新大医歯 顎顔面放射線学分野		
			025-227-2916		renahky@dent.niigata-u.ac.jp
	伊藤 晴江	29	新大医歯 歯周診断・再建学分野		
			025-227-2871		harue@dent.niigat-u.ac.jp
	濃野 要	31	新大医歯 予防歯科学分野		
			025-227-2858		no2@dent.niigata-u.ac.jp
	山本 真也	38	新潟市西区ときめき西1-1-19 すずきデンタルクリニック		
			025-377-1155	025-377-1155	

4. 同窓会のサービスについて

同窓会会則には次のような目的が記載されています。

「本会は、会員相互の連携と親睦および会員の資質向上を図り、併せて母校の発展と社会への貢献に寄与することを目的とする。」 そのために、「会員名簿の発行、同窓会誌の発行、集会の開催、その他本会の目的達成に必要な事業を行う。」とあります。具体的には以下のサービスを行っています。

- (1)「新潟大学歯学部同窓会名簿」の発行
- (2)「新潟大学歯学部同窓会誌」の発行
 - ・同窓生も増え、楽しい話題が満載
 - ・友人・知人の活躍や現況を知ることができる
 - ・恩師の活躍や動向を知ることができる
 - ・学術や研究面での活躍情報
 - ・昇進や退職などの人事情報
- (3)新潟大学全学同窓会誌「雪華」（新潟大学全体の情報が記載）の配布
- (4)「歯学部ニュース」購読希望者に送付
- (5)同窓会主催の学術企画の提供と案内
- (6)各種有益情報の提供
 - ・求職・求人支援情報
 - ・歯科医院承継情報
 - ・緊急時の代診医派遣相談
 - ・「新潟大学カード」（ゴールド・クレジットカード）加入手続きの支援
入会費無料・年会費永年無料・高優遇
 - ・公的年金受給手続きの案内
- (7)慶弔関係
 - ・教授就任者に慶賞金贈呈
 - ・本学において定年退職した教授へのお祝金
 - ・その他の慶祝事業
 - ・弔事としての供花の奉献
- (8)天災等被災者に見舞金または義援金の進呈
- (9)会員向けメールマガジンによる各種情報提供
- (10)結婚式に祝電を贈呈（ただし1週間前に祝電届け先等の申請があった場合に限る）
- (11)クラス内連絡支援（宛名シールの無料提供。クラス会開催やメーリングリスト整備等のクラス内連絡支援は各クラス1回のみ連絡事務代行を無償で請負う）

5. 同窓会 各部署より

【学術部】年間行事として学術講演会を1回、学術セミナーを3回ほど企画しております。とくに学術セミナーでは実習付きセミナーを必ず入れることを基本としています。このセミナーは大変好評で募集開始直後に定員となったテーマもございます。他の業者が企画する実習よりも破格の受講料を設定してある上に、講師陣はかつてのライターまたは後輩ですので同窓生には極めてリラックスした雰囲気を受講できるところが良い点です。皆様のご参加をお待ちしております。また、ご希望の企画がございましたらどんどん同窓会学術までご連絡ください。



【総務部】総務は理事会・評議会の議長、議事録の記載を担当しております。本来、総務とは全体の事務を統べつかさどることですが、専務理事を始め三役の仕事を邪魔しない程度にお手伝いをしております。それでも、賛助会員のアンケートの実施や素案作り、そして、その勧誘では、総務が中心に仕事を進めました。最近の会議で感じるのは、顔ぶれが同じで少し寂しいということです。是非、若い卒業生の皆様には、総会に出席して、若い世代の意見を出していただき、一緒に同窓会を盛り立てていただきたいと思います。今後も、総務は同窓会事務がスムーズに進行するようにお手伝いをしていきますので、よろしく願いいたします。

【渉外部】歯学部や歯学部学生との窓口を担当し、歯学部との定期協議会、学生への援助（運動会、歯学祭、SCRP）、同窓会の説明・懇親会を企画しています。また、卒業式当日には、同窓会入会式、ネームプレート製作・設置、祝賀会での学生表彰を行っています。



【広報名簿部】当方では、「同窓会誌発行（年1回）、名簿発行（3年に1回でその間は増補版）、歯学部ニュースへの投稿、ホームページの更新（<http://www.dent.niigata-u.ac.jp/alumni/>）、メールマガジンの配布」等を通じて、会員動向の掌握、会員へのup to dateな情報提供を目指しています。会員動向の掌握は、同窓会活動の基礎となります。皆さんが住所、勤務先を異動される時（研修医として赴いた時も含めて）は、同窓会室には勿論、支部長（支部がない場合には都道府県代表幹事）にもその旨ご連絡ください。

【福利厚生部】福利厚生事業は文字通り「会員の幸福と利益および生活を良くすることを目的とする事業」です。従って、この部門の充実度が組織の充実度そのものです。具体的に紹介しましょう。平成23年3月の東日本大震災の際は義援金を財源とする見舞い事業を行い、会員などから約478万円の義援金が集まり、24人の被災した会員に義援金を届けました。また、平成16年10月の新潟県中越地震の際は578万円余の義援金が集まり、35人の被災した会員に義援金を届けました。これは組織の連帯感の現れであり、同窓会の存在

意義そのものです。さらに、「求人・求職支援事業」や「歯科医院承継支援事業」の情報は重要です。また、公的年金受給年齢に近づいた頃、受給手続きの方法等も案内します。このように皆さんと密接に関係している事業です。事業内容をよく読んで利用してください。福利厚生事業は同窓会組織を通じて皆さんの幸運な人生を支援します。

【会計部】同窓会会費の徴収・管理をしています。同窓会会費は同窓会の活動の資金となります。同窓会誌や会員名簿の発行、本学卒業生を対象とした各種講演会、研修セミナーの開催、歯学祭や運動会、学生研究の援助などの活動を行なっております。また、平成13年度から歯学部病院玄関に卒業生名簿プレートの設置が同窓会の事業として行なわれています。これらの活動は会費で運営されているため、皆様から納入された会費が同窓会活動を支えることとなります。本校卒業生として、同窓生や在学生のますますの活躍のためにご協力をお願いいたします。

【女性会員支援部】女性会員支援部は、これからも増え続けると予想される女性会員の支援を目指して平成21年度に新設されました。同窓会としてどのようなサポートができるのか、会員の立場に立ちながら体制を整えていきたいと思っております。現在、女性会員専用のMLを運営しています。是非、お気軽にご参加ください。楽しくて有意義な情報満載？です。

【準会員・臨床研修医支援部】平成22年度より発足致しました。初年度は、歯学科の臨床研修医の求職活動の支援と支援塾を開催致しました。今後は全国国立大学からのネットワークを利用した求職活動が展開される予定です。支援塾は、前年度の研修医さんや同窓の開業医さんからのアドバイス等をお話して頂きました。研修医さんのニーズを拾い、改善して行き、口腔生命福祉学科の同窓生と準会員（学生）へと支援を広めていく予定です。口腔生命福祉学科の方の部員を募集中です。よろしくお願ひ致します。

6. 会員数（正会員数）

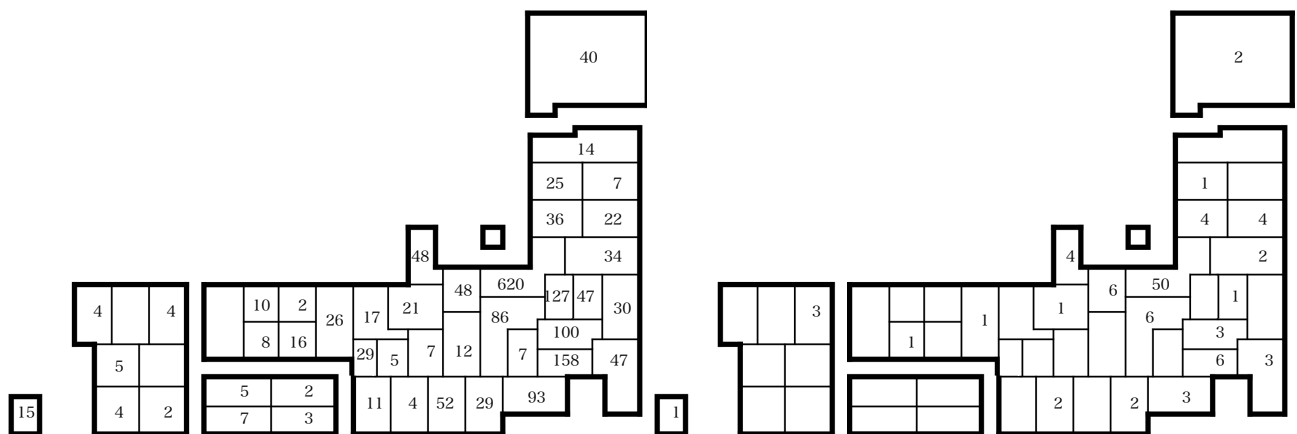
歯学科

第1期生	33名	第2期生	31名	第3期生	46名
第4期生	42名	第5期生	38名	第6期生	43名
第7期生	41名	第8期生	42名	第9期生	37名
第10期生	35名	第11期生	45名	第12期生	37名
第13期生	39名	第14期生	40名	第15期生	69名
第16期生	75名	第17期生	73名	第18期生	77名
第19期生	79名	第20期生	79名	第21期生	82名
第22期生	72名	第23期生	80名	第24期生	56名
第25期生	68名	第26期生	48名	第27期生	64名
第28期生	47名	第29期生	65名	第30期生	47名
第31期生	62名	第32期生	58名	第33期生	62名
第34期生	54名	第35期生	54名	第36期生	60名
第37期生	51名	第38期生	52名	第39期生	54名
第40期生	41名	第41期生	44名	第42期生	45名

口腔生命福祉学科

第1期生	27名	第2期生	30名	第3期生	29名
第4期生	28名	第5期生	22名		

7. 卒業生の今（平成24年1月18日現在）



歯学科

口腔生命福祉学科

8. 入会

卒業と同時に正会員としての資格が得られます。入会金無料・年会費5,000円ですが、卒直後の5年間は住所が流動的であるため、入会時に5年分（ただし、前納割引を適用して5年分で20,000円）を一括納入していただきます。

卒後6年目からは、毎年度初めに会費納入の案内をお送りしますので、すみやかにお振り込みください。

9. 会則

新潟大学歯学部同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は新潟大学歯学部同窓会と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会は本部を新潟県新潟市中央区学校町通2番町5274番地 国立大学法人新潟大学歯学部内におく。

(支部)

第3条 本会は支部を設けることができる。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 本会は会員相互の連携と親睦および会員の資質向上を図り、併せて母校の発展と社会への貢献に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の発行
- (2) 同窓会誌の発行
- (3) 集会の開催
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業
この事業の遂行にあたって諸規則を別途定める。

第3章 会員

(会員の資格)

第6条 本会は次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 新潟大学歯学部卒業者
- (2) 準会員 新潟大学歯学部在籍する学生
- (3) 前号以外の会員は以下のとおりとする。
 - A 名誉会員
 - a 新潟大学歯学部の元・前教授
 - b 本同窓会の発展に特段の功労があった者で総会の承認を得た者
 - B 特別会員
 - a 新潟大学歯学部現教授
 - C 賛助会員
 - a 本会の目的に賛同する者で、総会または評議会の承認を得た者
 - b 資格および入退会等詳細については、別に定める

第4章 役員など

(役員)

- 第7条 本会に次の役員をおく。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 専務理事
 - (4) 理事 40名以内
 - (5) 代議員
 - (6) 都道府県代表幹事
 - (7) 監事 2名

(役員を選任)

- 第8条 会長および監事は、別に定めた選挙規則により正会員の中から選出する。
- 2 副会長および理事は、会長が正会員中より指名し、総会の承認を得て決定する。
 - 3 代議員は、各支部の代表者1名（支部代議員という。）および歯学科ならびに口腔生命福祉学科の各卒業期の代表者1名（クラス代議員という。）とする。
(1)同窓会費5年以上の滞納者は、代議員の資格を持たない。
 - 4 都道府県代表幹事は、支部のない都道府県から1名選出される。

(役員職務)

- 第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 3 専務理事は、会長の旨を受けて会務を掌理する。
 - 4 理事は、会務を分担する。
 - 5 代議員は、各支部または各クラスの意見を会議に反映するよう努め、かつ円滑な同窓会活動の情報伝達を旨とする。
 - 6 都道府県代表幹事は、支部代議員と同様の任務を有し、評議会に出席し意見を述べることができる。ただし、採決に加わることはできない。
 - 7 監事は、会務および会計を監査し、会議に出席して意見を述べることができる。ただし、採決に加わることはできない。

(役員任期)

- 第10条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員が生じた場合は速やかに補欠役員を選出する。補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

第5章 会議

(会議の種類)

- 第11条 会議は、総会、評議会、および理事会とする。

(総会)

- 第12条 総会は定期総会および臨時総会とする。

(総会の招集方法)

- 第13条 定期総会は、毎年春に会長が招集する。臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または第15条に定める評議員の三分の二以上からの要求があったときに、会長が招集する。

(総会に附議する事項)

- 第14条 次の事項は総会において承認を得るものとする。
- (1) 会則の変更
 - (2) 毎事業年度の事業計画
 - (3) 会費・負担金の額および徴収方法
 - (4) 予算および決算
 - (5) 余剰金および欠損金の処分
 - (6) 副会長および理事の承認
 - (7) 諸規則（規約または規定等）および内規の創設または改廃
 - (8) 第6条第1項第3号に係わる事項
 - (9) その他本会の運営に関する重要事項
- 2 総会での議決は、出席正会員（議長を除く。）の過半数をもって決する。
 - 3 可否同数の時は議長の決するところとする。

(評議会)

第15条 評議会は会長、副会長、理事、代議員を評議員として構成され、会長が招集し、次の事項を審議し議決する。

- (1) 事業計画
 - (2) 予算および決算
 - (3) 歯学部ニュース発送特別会計
 - (4) 内規の創設または改廃
 - (5) 賛助会員の入会の承認
 - (6) その他本会の運営に関すること
- 2 評議会は、委任状を含めて評議員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 評議員のうち、代議員はそれぞれの所属構成員から代理出席させることができる。
- 4 評議会での議決は、出席評議委員（代理出席の代議員を含み、議長は除く。）の過半数をもって決する。可否同数の時は、前条第3項に準ずる。

(理事会)

第16条 理事会は会長、副会長、理事により構成され、会長が招集し、随時これを開催することができる。

- 2 議決の様式は第14条第2項および第3項に準ずる。

(三役会)

第17条 三役会は、会長、副会長および専務理事より構成され、会長が招集し、次の事項を審議し決定する。

- (1) 本会の運営に関する重要事項を審議し理事会に上程する。
- (2) 理事会および評議会で委任された事項について協議し、出席役員の過半数の同意をもって決定する。可否同数の場合は会長の決するところによる。
- (3) 緊急の場合は、重要事項を決定できる。ただし、理事会の事後承認を得なければならない。

(委員会)

第18条 本会に各種の委員会をおくことができる。

第6章 会計

(経費)

第19条 本会の経費は、正会員および賛助会員の会費および寄付金とその他の収入をもってこれにあてる。

(会計の区分)

第20条 本会の会計は、一般会計、特別会計、および積立金会計とする。

- (1) 一般会計は、一般収支予算による会計とする。
 - (2) 特別会計は、学術特別会計、歯学部ニュース発送特別会計、準備積立金特別会計、新卒前納プール口座特別会計等とする。
 - (3) 積立金会計は、同窓会館（室）準備積立金会計、周年事業積立金会計等とする。
- 2 前項の区分で、事業が完結または廃止となった場合は、速やかにその会計を終了する。その際生じた余剰金または欠損金は、第14条第1項第5号に従って処分する。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

- 2 前条第1項第2号における歯学部ニュース発送特別会計の会計年度は、毎年7月1日より翌年6月30日までとする。

附則 本会則は昭和51年4月1日より施行する。
本会則は昭和57年6月27日より施行する。
本会則は昭和58年4月16日より施行する。
本会則は平成2年4月14日より施行する。
本会則は平成4年4月25日より施行する。
本会則は平成6年4月23日より施行する。
本会則は平成18年4月22日より施行する。
本会則は平成21年4月18日より施行する。

新潟大学歯学部同窓会選挙規則

- 第1条 総則
この規則は、新潟大学歯学部同窓会会則第8条第1項の規定に基づき、これを定める。
- 第2条 適用範囲
この規則は、本会の会長および監事の選挙について適用する。
- 第3条 選挙管理委員会
(1) 選挙管理委員長は総会において正会員のなかから選出する。但し、臨時総会においても選挙管理委員長を選出できるものとする。
(2) 選挙管理委員長は選挙管理委員を正会員の中から若干名指名する。
(3) 選挙管理委員長及び選挙管理委員は、その在職中に役員となる事はできない。
- 第4条 選挙管理委員長及び選挙管理委員の任期
(1) 任期を2年とし、再任を妨げない。
(2) 前項の規定にかかわらず、任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
- 第5条 選挙権
選挙権のある者は、新潟大学歯学部同窓会会員のうち正会員とする。
- 第6条 被選挙権
(1) 被選挙権のあるものは、新潟大学歯学部同窓会会員のうち正会員とする。
(2) 候補者は会長と監事の重複立候補はできない。
(3) 選挙管理委員長及び選挙管理委員は、その在職中に役員となる事はできない。
- 第7条 選挙期日
選挙管理委員長が指定した期日とする。
- 第8条 選挙の告示
役員選挙は、選挙期日の2ヶ月前に選挙管理委員長が告示する。
- 第9条 立候補の届出
(1) 役員選挙の候補者になろうとする者は、選挙の告示から2週間以内に、氏名、生年月日、住所並びに経歴を記載した文書を持って、且つ立候補趣意書を添えて、選挙管理委員会に届け出なければならない。
(2) 経歴及び立候補趣意書の字数は選挙管理委員会が定める。
- 第10条 立候補の辞退
立候補を辞退する者は、文書をもって、選挙管理委員会の定める期日迄に選挙管理委員会に届ける。
- 第11条 選挙運動
文書による選挙運動は、選挙運動期間中1回とする。但し、その字数等に関することは選挙管理委員会の定めに従うものとする。
- 第12条 選挙運動の期間
選挙運動は、候補者の届け出のあった日から当該選挙の期日の前日迄とする。
- 第13条 投票
(1) 選挙は単記無記名投票とする。
(2) 投票は郵便により行う。
- 第14条 無効投票
次の投票は無効とする。
① 正規の投票用紙を用いないもの。
② 候補者以外の氏名を記入したもの。
③ 単記投票の場合に、定数を越えて記入したもの。
④ 他事を記載したもの。但し、敬称の類はこの限りではない。
⑤ 何人記載したか確認しがたいもの。
⑥ 選挙人が自書しないもの。
- 第15条 開票所の指定
開票所は選挙管理委員長が指定する。
- 第16条 開票立会人
候補者は開票立会人1名を定めて、選挙期日迄に選挙管理委員長に届け出る。
- 第17条 当選人の決定
(1) 有効投票の多数を得たる者をして、得票数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者を当選人とする。
(2) 有効投票数が同数であるときは、くじで当選人を決定する。

(3) 対立候補がない場合、無投票で当選とする。

第18条 当選人決定の告示

当選人が決定したら、選挙管理委員会は当選人の住所、氏名及び選挙録を添えて、直ちに会員に通知しなければならない。

第19条 当選の効力発生

(1) 当選人を告示した日から生ずる。

(2) 選挙管理委員会は、選挙終了後2週間以内に当選人に当選証を交付するものとする。

第20条 異議の申し立て

選挙又は当選の決定に異議のある選挙人は、選挙人5名以上の署名捺印を得て、当選人の告示の日から2週間以内に選挙管理委員会に対して文書をもって、異議の申し立てをすることができる。

第21条 規則の改廃

この規則を変更、又は廃止しようとするときは、同窓会総会の議決を経なければならない。

附則 この規則は平成元年4月15日から施行する。

この規則は平成10年4月18日から施行する。

新潟大学歯学部同窓会慶弔規約

(本規約の趣旨)

第1条 新潟大学歯学部同窓会（以下、本会という。）会則第5条第1項第4号の目的を達成するため、慶弔規約を定める。本会はこの規約に従い慶弔事業を行う。

(慶弔事業費用財源)

第2条 本会は同窓会費の一部を慶弔事業費用に当てる。

(慶 事)

第3条 会員が新潟大学歯学部および本会の発展と名誉高揚に著しく貢献した場合、本会会則第11条に規定する同窓会会議（以下これを同窓会会議という。）の承認を経て慶弔事業を行う。本施行細目は慶弔内規に定める。

第4条 同窓会費3年以上未納の会員には慶弔事業は行わない。ただし祝電を贈ることはできる。

(弔 事)

第5条 会員が死亡した際は弔事業を行う。本施行細目は慶弔内規に定める。

(本規約の変更または廃止)

第6条 この規約を変更し、または廃止しようとするときは、総会または評議会の承認を得なければならない。

附則 平成18年4月1日から施行する。

新潟大学歯学部同窓会慶弔内規

(本内規の趣旨)

第1条 本会慶弔規約第3条および第5条の目的を達成するため、慶弔内規を定める。本会はこの内規に従い慶弔事業を行う。

(慶弔事業実施細目)

第2条 会員が新潟大学歯学部および本会の発展と名誉高揚に著しく貢献した場合、以下の細目に従い慶弔事業を行う。

(1) 正会員または賛助会員が大学教授に就任（内定）した際、その通知をもって、慶賞金30,000円を贈る。

(2) 新潟大学歯学部教授が本学において定年退職された場合、金100,000円贈呈をもって感謝の意を表す。

(3) 会員が世界的水準の高い賞または高位の勲章を授与された場合、同窓会会議の承認を経て慶弔事業を行うことができる。

(4) 同窓会長が退任する場合は、感謝状（副賞を含む）を進呈することができる。また本会会則第7条に規定する「同窓会役員」を長きに渡り務めた会員が退任する場合は、感謝状を授与することができる。

(5) その他これに相当すると判断される場合、同窓会会議の承認をもって慶弔事業を実施できる。

(弔弔事業実施細目)

第3条 会員が死亡した際は以下の細目に従って弔意を表す。

(1) 正会員、賛助会員が死亡した場合は、供花を贈るものとする。ただし、会費を3年以上滞納している場合

は、弔電のみとする。

(2) 名誉会員、特別会員が死亡した場合は、香典ならびに供花を贈り、さらに弔電を打つものとする。

(3) 準会員が死亡した場合は、弔電を打つものとする。

(本内規の変更または廃止)

第4条 この内規を変更し、または廃止しようとするときは、同窓会会議の承認を得なければならない。

附則 平成18年4月1日から施行する。

新潟大学歯学部同窓会天災等被災に関する見舞規約

(本規約の趣旨)

第1条 新潟大学歯学部同窓会（以下、本会という。）会則第5条第1項第4号の目的を達成するため、本規約を定める。本会はこの規約に基づいて、天災等により被災した会員に対して見舞事業を行なう。

(本事業費用の財源と区分)

第2条 本見舞事業は同窓会費の一部を財源とする「同窓会費を財源とする見舞事業」と天災等が広範囲かつ甚大に及んだ場合に行なわれる義援金募集による「義援金を財源とする見舞事業」とに区分して行なわれるが、重複して行なうことはない。

(対象となる天災等について)

第3条 天災とは、震災、落雷被害、風水害、豪雪害、失火を除く火災をいう。これに該当しない不測の事例が発生した場合は、本会会則第11条に規定する会議（以下、同窓会会議という。）の承認をもって対象とすることができる。

(見舞事業の対象について)

第4条 見舞事業は、自宅（アパート等住宅を含む。）または主たる診療所が被害を受け、かつ官公署の発行する罹災（被災）証明書（一部損壊、半焼、床下浸水以上など）を受けた場合（これを被災した会員という。）を対象とする。上記証明書の発行を受けられない場合は、本会会則第7条に規定する役員（以下、同窓会役員という。）が証明する書類（これを「準罹災証明書」という。）も有効とし、その書式作成と依頼は本会本部が行なう。

2 自宅または診療所が共に被害を蒙っても一被害一件とする。

3 準会員にあっては、アパート等住宅や生計を一にする実家が被災した場合、同窓会会議で見舞事業内容を別途検討する。

(被災した会員の通知と申請手続き)

第5条 被災した会員（またはその代理人）は天災等の被害発生後可及的速やかに同窓会役員に通知するか、または直接本部へ通知することにより「天災等被害状況報告書」の請求を行なうことができる。

2 被災した会員は前条の「罹災（被災）証明書」または「準罹災証明書」と「天災等被害状況報告書」を本部に送付するものとする。

(同窓会費を財源とする見舞事業)

第6条 同窓会費を財源とする見舞事業の細目は「新潟大学歯学部同窓会 同窓会費を財源とする見舞事業内規」に定める。

(義援金を財源とする見舞事業)

第7条 義援金を財源とする見舞事業の細目は「新潟大学歯学部同窓会 義援金を財源とする見舞事業内規」に定める。

(本規約の変更または廃止)

第8条 本規約を変更し、または廃止しようとするときは、総会または評議会の承認を得なければならない。

附則 本規約は平成18年4月1日より施行する。

本規約は平成21年4月18日から施行する。

新潟大学歯学部同窓会 同窓会費を財源とする見舞事業内規

(本内規の目的)

第1条 本会の「新潟大学歯学部同窓会・天災等被災に関する見舞規約」(以下、本規約という。)第6条により本内規を定め、本見舞事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(見舞金給付の決定について)

第2条 本会は本規約第5条第2項に規定すると罹災(被災)証明書(若しくは準罹災証明書)と「天災等被害状況報告書」の受理後速やかに同窓会会議で検討し、承認が得られた場合に、見舞金給付を実施する。

(見舞金支給対象)

第3条 本事業による見舞金は、本規約第4条に該当する全ての被災した会員に支給される。ただし、同窓会費3年以上未納の会員には見舞金の給付をしない。

(見舞金額および給付時期)

第4条 見舞金額は1万円とする。給付時期は関係書類受理後おおよそ3ヶ月以内とする。

(本内規の変更または廃止)

第5条 本内規を変更し、または廃止しようとするときは、同窓会会議の承認を得なければならない。

附則 本内規は平成18年4月1日より施行する。

本内規は平成21年4月18日から施行する

新潟大学歯学部同窓会 義援金を財源とする見舞事業内規

(本内規の目的)

第1条 本会の「新潟大学歯学部同窓会天災等被災に関する見舞規約」(以下、本規約という。)第7条により本内規を定め、本見舞事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(義援金募集の決定について)

第2条 天災等が広範囲かつ甚大に及び、災害救助法が発動された場合、同窓会役員の要請があれば本会会則第17条に規定する三役会での協議を経て適当と判断された場合、速やかに同窓会会議を開催し、その承認をもって義援金募集を行なうことができる。

(義援金募集対象会員と金額)

第3条 義援金募集は、全ての正会員および賛助会員に対して行なう。募集最低金額および要項等は同窓会会議で決定する。

(義援金の使途)

第4条 義援金募集を行なうに必要な経費は同窓会費で賄い、義援金をその費用には当てない。

2 義援金は本規約第2条の「同窓会費を財源とする見舞事業」に基づく見舞金に替わって被災した会員に分配する。

(義援金支給対象)

第5条 義援金の配分対象者は、本規約第4条に該当する全ての被災した会員とし、一被害一件とする。

2 生計を一にする同窓会員(準会員を除く)の実家が本規約第4条に該当する被害を受けた場合であってもこれを給付の対象としない。

(義援金による配分と配分時期について)

第6条 被災した夫婦・子が同居(または同診療所勤務)で共に同窓会員の場合であっても倍額給付をしない。義援金の給付配分は本規約第4条と第5条の資料に基づいて、同窓会会議で決定する。

2 給付は義援金募集締め切り後おおよそ3ヶ月以内とする。

(本内規の変更または廃止)

第7条 本内規を変更し、または廃止しようとするときは、同窓会会議の承認を得なければならない。

附則 本内規は平成18年4月1日より施行する。

本内規は平成21年4月18日から施行する。

新潟大学歯学部同窓会 学生表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟大学歯学部同窓会（以下、「本会」という。）会則第5条第1項第4号に基づき、本会が行う学生又は学生が所属する団体（以下「学生等」という。）の表彰に関し必要な事項を定める。

(表彰)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する学生等について行うことができる。

- (1) 在学期間を通じて、極めて優秀な学業成績を修め、高い評価を受けたもの
- (2) 学術研究活動において、特に顕著な成果を挙げ、学界又は社会的に高い評価を受けたもの
- (3) 課外活動において、特に顕著な成果を挙げ、課外活動の振興に功績があったと認められるもの
- (4) 社会活動等において、社会的に高い評価を受け、本会の名誉を著しく高めたと認められるもの
- (5) その他前各号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められるもの

(表彰の対象となるものの基準)

第3条 前条第1号から第4号に定める表彰の対象となるもの（以下「表彰対象者等」という。）の基準は、それぞれ次に掲げるとおりとする

- (1) 第1号関係
 - A 新潟大学学業等成績優秀者奨学金規則（平成18年規則第1号）に定める年間学業成績優秀者奨学金の給付を対象となる毎年次において受け、かつ、卒業年次における学業成績が極めて優秀と認められる場合
 - B その他第1号Aに準じた優秀な学業成績を修め、高い評価を受けた場合
- (2) 第2号関係
 - A 国際的又は全国的規模の学会等において、賞を受けた場合
 - B 国際的に権威のある雑誌に論文が掲載された場合
 - C その他A又はBに準じた成果を挙げ、学界又は社会的に高い評価を受けた場合
- (3) 第3号関係
 - A 国際的規模の競技会、展覧会、公演会等（以下「競技会等」という。）に出場、出展又は出演した場合
 - B 全国的規模の競技会等において、入賞（これに相当する賞を含む。）した場合
 - C その他A又はBに準じた競技会等において、特に顕著な成果を挙げ、課外活動の振興に功績があった場合
- (4) 第4号関係
 - A ボランティア活動、地域活動等において、公共団体等から表彰等を受け、又は新聞、雑誌等に掲載され、社会的に特に高い評価を受けた場合
 - B 人命救助、災害救援等に特に貢献した場合
 - C その他A又はBに準じ、社会的に高い評価を受け、本会の名誉を著しく高めた場合

(表彰対象者等の推薦)

第4条 本会役員ならびに歯学部長および新潟大学歯学部学務委員会委員長は、前条の基準により第2条各号のいずれかに該当すると認められる学生等を同窓会長に推薦することができる。

2 前項の推薦は、所定の書面により行うものとし、当該学生等が表彰に値することを確認できる資料等を添付するものとする。

(表彰対象者等の審査)

第5条 本会会長は、前条により推薦があった場合には、本会学生表彰審査会（以下「審査会」という。）を設置し、個人情報保護を厳守しつつ推薦のあった学生等の成績又は功績等について審査するものとする。

2 前項の審査会は、次に掲げる者（審査会委員という。）をもって組織する。

- (1) 本会会長
- (2) 本会会長が指名する理事
- (3) その他本会会長が必要と認めた者

(被表彰者の決定)

第6条 本会会長は、前項の審査会による審査結果を付して本会会議に付議し、被表彰者を決定するものとする。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、本会会長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状の書式は、表彰の事由により、その都度本会会長が定めるものとする。

3 本会会長は、表彰状に添えて、副賞を贈呈することができるものとする。

(表彰の時期)

第8条 表彰は、被表彰者を決定した後、速やかに行うものとする。

(被表彰者の公表)

第9条 本会は、表彰を受けた学生等を同窓会員に公表することができる。

(事務)

第10条 学生の表彰に関する事務は、本会事務局において処理する。

(実施に関する内規の制定)

第11条 この規程に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(本規程の変更または廃止)

第12条 本規程を変更し、または廃止しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

附則 この規定は、平成20年4月26日より施行する。

この規定は、平成21年4月18日から施行する

新潟大学歯学部同窓会 学生表彰内規

(本内規の趣旨)

第1条 本内規は「新潟大学歯学部同窓会 学生表彰規定（以下、本規定という。）第11条に基づき、これを定める。

(審査会委員の任期)

第2条 本規定第5条第2項に定める審査会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(表彰対象者)

第3条 表彰対象者は本規定により決定した学生。

(表彰の方法)

第4条 表彰状の授与のほか、副賞を贈呈する場合は、本規定第2条に該当する1個人につき上限1万円または上限1万円相当の記念品を贈呈することができる。1団体については、上限2万円または上限2万円相当の記念品を贈呈する事ができる。

(本内規施行の財源)

第5条 本内規施行に係わる財源は一般会計予算とする。

(本内規の変更または廃止)

第6条 本内規を変更し、または廃止しようとするときは、総会または評議会の議決を経なければならない。

附則 この内規は、平成21年4月18日から施行する

新潟大学歯学部同窓会 歯科医院承継支援事業内規

(本内規の趣旨)

第1条 新潟大学歯学部同窓会(以下、「本会」という。)会則第5条第1項第4号の目的を達成するため、歯科医院承継支援事業内規(以下、本内規という。)を定める。本会はこの内規に従い会員の歯科医院承継支援事業(以下、「本事業」という。)を行う。

(本事業対象者)

第2条 本事業は3年以上同窓会費未納の会員には行わない。

2 本事業の充実を図るため、会員が推薦した他大学出身者(これを非会員という。)の所有する歯科医院を本事業の被承継歯科医院の対象とすることができる

(歯科医院の売却または賃貸の依頼および告知)

第3条 被承継歯科医院所有者(または家族)から歯科医院の売却または賃貸の広報依頼があった場合には、速やかにより多くの会員に告知する。

(本事業の責任範囲と管理)

第4条 歯科医院の売却、賃貸について相談があった場合には、速やかに両者を引き合わせる。但し、本会の職務はここまでとし、以降は当事者間の交渉とし、本会は何等責任を負わない。会の任務は広報活動までとし、以降は当事者間交渉に委ね本会は何等責任を負わない。

2 各当事者は交渉結果を速やかに本会に届けなければならない。

(本内規の改廃)

第5条 本内規を変更し、または廃止しようとするときは、本会会議の承認を得なければならない。

附則 平成19年9月23日より施行する。
平成20年7月19日より施行する。

新潟大学歯学部同窓会 求人・求職支援事業内規

(本内規の趣旨)

第1条 新潟大学歯学部同窓会(以下、本会という。)会則第5条第1項第4号の目的を達成するため、新潟大学歯学部同窓会「求人・求職支援事業」内規(以下、本内規という。)を定める。本会はこの内規に従い会員の求人・求職支援事業(以下、本事業という。)を行う。

(本事業対象者)

第2条 本事業は3年以上同窓会費未納の会員には行わない。
2 会員の本事業の充実を図るため、会員が推薦した他大学出身者(これを非会員という。)の医療機関を求人支援事業対象とすることができる。

(求人・求職の依頼ならびに告知)

第3条 会員から求人または求職の依頼(求人票または求職票の提出)があった場合には、その求人票または求職票を基に求人者または求職者が指定した内容に沿って広報用求人票または広報用求職票を作成し、速やかに会員に告知する。
2 会員が推薦した非会員の医療機関からの求人依頼があった場合、求人の斡旋を行うことができる。

(本事業の責任範囲と管理)

第4条 本会の任務は広報活動までとし、以降は当事者間交渉に委ね本会は何等責任を負わない。
2 各当事者は交渉結果を速やかに本会に届けなければならない。

第5条 本内規を変更し、または廃止しようとするときは、本会会議の承認を得なければならない。

附則 平成19年9月23日より施行する。
平成20年7月19日より施行する。

新潟大学歯学部同窓会 緊急時代診医相談窓口事業内規

(本内規の趣旨)

第1条 新潟大学歯学部同窓会(以下、本会という。)会則第5条第1項第4号の目的を達成するため、「緊急時代診医相談窓口事業内規」を定める。

(本事業実地における個人情報等守秘義務について)

第2条 本事業にかかわる関係者は当事者の個人情報、機密の保護について十分守らなければならない。
2 代診医依頼者の守秘義務については本内規第5条に、代診医受諾者(委託歯科医師)の守秘義務については本内規第6条にそれぞれ記載する。

(代診医依頼対象者)

第3条 緊急時代診医相談窓口事業は事業の性格上、すべての同窓会員および他大学卒業の歯科開業医の相談を受け支援を行う。

(緊急時代診医の依頼要件)

第4条 緊急時とは、死亡、急病、入院により歯科医院事業の継続が不能となった場合のほか、長期旅行も含まれる。
2 代診医を依頼するものは院長、または院長の命を受けた家族または管理者とする。
3 前項の依頼者は指定した書面によって診療日・休診日・診療時間など診療所の条件および依頼期間を本会事務局に通知しなければならない。

(代診医依頼者の責務)

第5条 本会は相談窓口(引き合わせ)業務のみとし、その他一切の責任を負わない。
2 依頼者は、代診医(委嘱歯科医師)の個人情報や機密は守らなければならない。
3 依頼者は、医療過誤についての医師賠償責任保険(個人単位)に加入する。
4 依頼者は、その診療所において発生した事故その他による第三者の損害について自らの責任において、その一切を解決するものとする。

- 5 依頼者は、待遇（交通費や報酬等）について代診医（委嘱歯科医師）と直接交渉するものとする。
- 6 依頼者は、代診医との契約が成立した場合と、契約終了した場合は速やかに本会に通知しなければならない。

（委嘱歯科医師の責務）

- 第6条 本会は相談窓口（引き合わせ）業務のみとし、その他一切の責任を負わない。
- 2 委嘱歯科医師は、代診医依頼者の個人情報および事業の機密は守らなければならない。
 - 3 委嘱歯科医師はあらかじめ保険医の登録をしておかなければならない。
 - 4 委嘱歯科医師は、所属機関があればその上司に許可を受けなければならない。
 - 5 委嘱歯科医師は、代診医依頼歯科医師の代行歯科医師として責務を果たさなければならない。
 - 6 委嘱歯科医師は、代診医としての業務期間が終了した場合、直ちに本会に通知しなければならない。

（代診医の登録と更新）

- 第7条 代診医の募集と登録簿を作成し毎年更新し、継続意志の確認を行う。ただし3年以上同窓会費未納の会員には代診医を求めない。

（緊急時代診医相談窓口業務依頼の撤回）

- 第8条 本会は、代診医依頼者が本事業の目的に反する行為を行った場合には、本事業への依頼を撤回することができる。

（本内規の変更または廃止）

- 第9条 本内規を変更し、または廃止しようとするときは、本会会議の承認を得なければならない。

附則 本内規は平成19年9月23日より施行する。

新潟大学歯学部同窓会 賛助会員に関する規約

（総則）

- 第1条 この規約は、新潟大学歯学部同窓会(以下、本会という。)会則第6条第1項第3号の賛助会員について、これを定める。

（適用範囲）

- 第2条 この規約は、本会の賛助会員について適用する。

（入会資格）

- 第3条 入会資格者は、次に掲げる。
- (1) 新潟大学歯学部現教職員ならびに教職員であった者
 - (2) 新潟大学歯学部附属技工士学校同窓会員
 - (3) 新潟大学大学院医歯学総合研究科に在学する大学院生および修了者(新潟大学大学院歯学研究科修了者を含む。)
 - (4) 新潟大学歯学部後援会会員（保護者）ならびに後援会会員であった者
 - (5) その他、本会が認めた者

（事業範囲）

- 第4条 賛助会員は、同窓会会議の定めた範囲において、同窓会事業の恩典を受けることができる。

（役員）

- 第5条 賛助会員は、同窓会役員となることはできない。

（選挙権）

- 第6条 賛助会員は、会長及び監事選挙の投票権を有しない。

（入会）

- 第7条 賛助会員になろうとする者は、所定の申込み用紙に記入の上、総会または評議会の承認を受けなければならない。

（退会および退会勧告）

- 第8条 退会しようとする者は、同窓会に申し出て退会することができる。但し、賛助会員会費を2年滞納した者は、退会が成立したものとする。

2 本会の賛助会員として不適切な事象が生じた場合は、本会会議を経て退会を勧告できる。

（会費）

- 第9条 賛助会員は、所定の会費を納入しなければならない。

（規約の改廃）

第10条 この規約を変更、又は廃止しようとするときは、同窓会総会の議決を経なければならない。

附則 本規約は平成20年4月26日より施行する。
本規約は平成21年4月18日より施行する。

新潟大学歯学部同窓会個人情報保護基本方針

本同窓会は個人情報保護の重要性を認識し、会員にかかわる個人情報の保護に努めるとともに、適正かつ公正な本同窓会の事業活動を推進します。

1. 個人情報の定義

個人情報とは、個人を識別できる情報で、氏名(旧姓を含む。)、卒業期(他大学出身者は出身大学および卒業年)、自宅住所、自宅電話番号、自宅FAX番号、勤務先住所、勤務先電話番号、勤務先FAX番号、メールアドレス、出身県、出身高校等の情報を指します。また、これらの情報のみでは識別できなくとも、複数の情報を組み合わせることにより個人を識別できる情報も含まれます。

2. 個人情報の取得

個人情報は、会員本人からの連絡の他、同窓生や家族そして所属機関や所属分野から適正かつ公正な手段で取得いたします。

3. 個人情報の管理

保有または新たに取得する個人情報は、これを正確かつ最新の状態に保ち、不正アクセス・紛失・破壊・改ざんまたは漏洩などのないよう適切に管理いたします。

4. 個人情報の利用と取り扱い

個人情報は、会員への学術や福利厚生など有益な情報の発信と会員名簿の発行など本同窓会の設立趣旨に該当する目的にのみ適正かつ公正に利用します。

また、上記利用目的の範囲内で、個人データの取り扱いの全部又は一部を外部に委託する場合があります。

5. 第三者への情報提供

会員の同意を得ることなく会員以外の第三者に個人情報を提供しません。但し、警察・裁判所等の公的機関から、法律に基づく手続きにおいて照会を受けた場合や人命等に関わる緊急の必要性のある場合は除きます。

同様に、新潟大学および新潟大学全学同窓会へは、当基本方針第4条（個人情報の利用と取り扱い）の目的に合致する範囲で提供することができるものとします。

6. 法令等の遵守・個人情報保護基本方針の改定

個人情報に関して適用される法令等を遵守するとともに、法令等の改正があればこれに従って、この個人情報保護基本方針を改定するなど、継続的な改善・向上に努めます

以上

【訃報連絡網】 = 緊急時連絡網

配偶者（準会員の場合はその両親）または訃報を受けた最寄りの会員



クラス代議員または支部長



※2つ以上のルートでもかまわない
※葬儀場の所在地の案内図をFax.

同窓会本部へ連絡
Tel. & Fax. 025-229-4166
E-mail alumni@dent.niigata-u.ac.jp



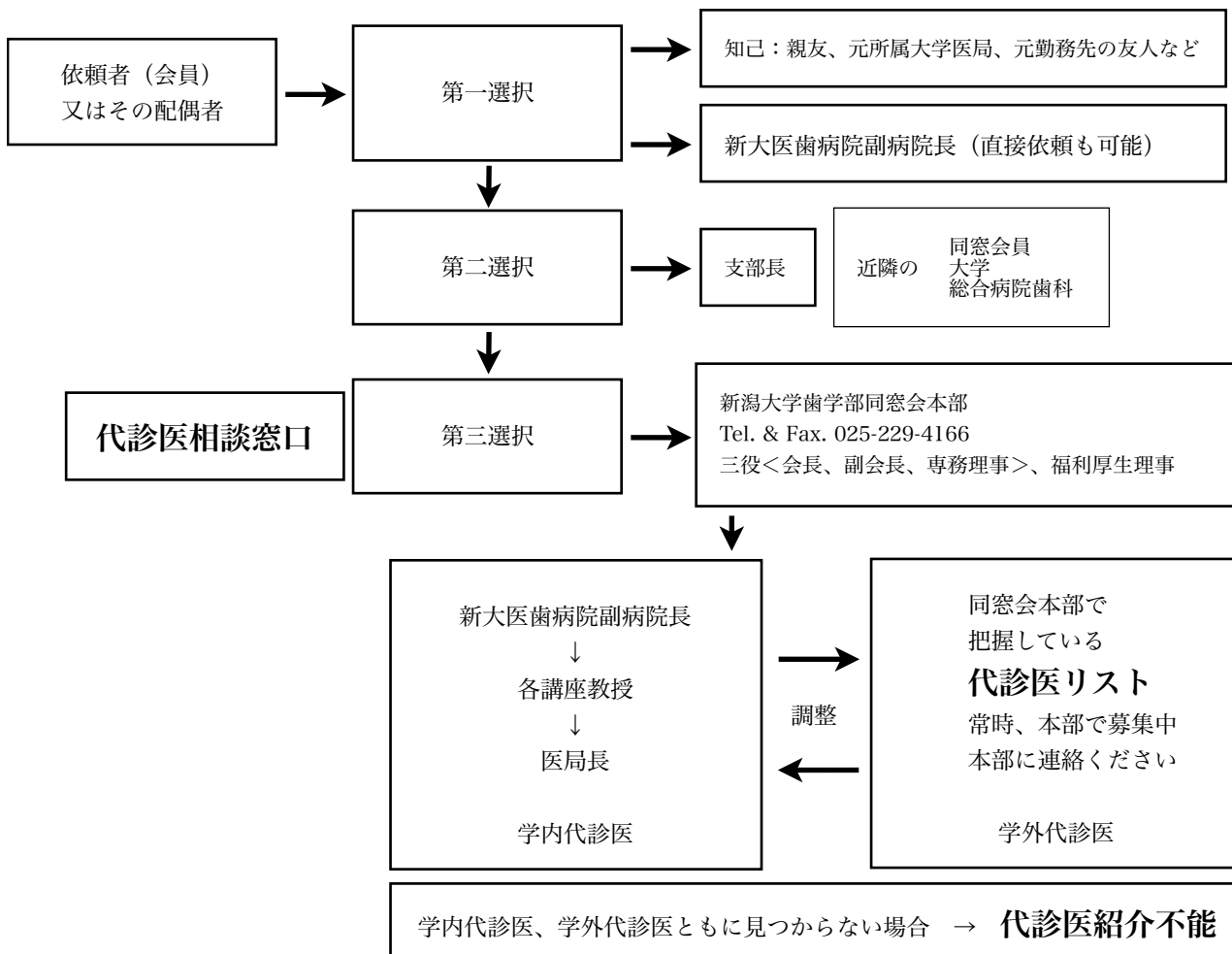
福利厚生理事⇔同窓会三役



理事は当会員の同窓会費納入状況を調べ慶弔内規に従って対処する。

【緊急時代診医相談窓口の受付のお知らせ】

会員の増加と高齢化に伴い、医院事業継続が困難となる不測の事態に遭遇する危険が増加しております。そこで、同窓会では下図の様な位置に「緊急時代診医相談窓口」を設け、会員の互助事業としての代診医の相談を行っております。円滑な運営の為には、①常日頃から配偶者を含めたルートの確認と確立 ②支部活動の充実 ③代診医希望者（学内外）の積極的な登録 が必要です。同窓会本部は新大医歯病院の協力と同窓会員相互の助け合いの両輪で対応致します。



求職票

各欄にご記入いただき、該当個所を○で囲んで下さい。

職種		常勤・パート	※受付	年	月	日
----	--	--------	-----	---	---	---

氏名	フリガナ	生年月日	年	月	日	〒		
	住所							
	男・女	歳	TEL (自宅・)					
略歴	学歴	(高校・専門学校)		年卒業・卒業見込み				
		新潟大学歯学部歯学科・口腔生命福祉学科		年卒業・卒業見込み				
	職歴	医療機関・事務所など	勤務期間	役職など				
			年 月～ 年 月					
			年 月～ 年 月					
			年 月～ 年 月					
			年 月～ 年 月					
その他								
希望条件	就職先	病院・診療所	職務内容					
	希望地域		賃金	月収	万円 (手取・額面)			
				年収	万円	時給 円		
	通勤方法	自宅から(1) 駅まで 分、(2) 駅まで 分、(3) バス・バイク・車						
	就業時間	～	当直	可・不可	夜勤	可・不可	深夜勤	可・不可
	休日	日・祝・土曜 (月 回以上) ※勤務可能日 月・火・水・木・金・土・日						
他の条件								
資格免許	種類							
	取得年月	年 月 日取得・見込み	年 月 日取得・見込み	年 月 日取得・見込み				
	番号							
告知方法 (□内にチェック)	<input type="checkbox"/> 同窓会会議 <input type="checkbox"/> 本会定期発送同封 <input type="checkbox"/> 理事会メール <input type="checkbox"/> 代議員メール <input type="checkbox"/> クラスメール <input type="checkbox"/> 都府県代表幹事 <input type="checkbox"/> メールマガジン <input type="checkbox"/> 本会ホームページ							
就職希望地域								

※求職をご希望される方は、求職票を記入の上、同窓会室025-229-4166にファクスして下さい。ご希望の告知方法に従って告知いたします。

